

滋賀県社会福祉審議会 答申「障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例骨格」の概要等

厚生・産業常任委員会資料
平成30年(2018年)7月11日
健康医療福祉部障害福祉課

答申までの経過

◆問題意識

- ・障害者差別解消法の実効性の補完
- ・障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える人に対する課題

◆条例の必要性

障害のある人に対する差別がなく、多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重しあう社会の大切さを改めて県民全体で共有するとともに、滋賀の実践者が大切にしてきた福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、「一人の孤立も見逃さない」共生社会づくりを目指すため条例を整備していくことが必要。

●滋賀県社会福祉審議会に諮問(平成29年5月19日)

- 条例検討専門分科会を設置して検討
- ⇒審議会3回 分科会4回 分科会WG7回 開催
- ⇒過去の事例や収集した差別事例973件に基づく検討

滋賀県社会福祉審議会から
知事へ答申(平成30年6月5日)

下線は滋賀県の特徴的な部分

I. 基本的事項

前文

- (1)この条例は障害者権利条約が基礎となっていることおよび条例制定に至る背景や現状、趣旨を広く県民に示します
- (2)過去に滋賀で起こった差別や虐待事案に学び、そうしたことを二度と起こさないための取組について宣言します
- (3)必要な福祉サービスにつながらない、または福祉サービスがなく、社会の無関心や理解不足により孤立する者への共感と理解について示します※1
- (4)障害のある人に対する差別がなく、多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重しあう社会の大切さを改めて県民全体で共有するとともに、「この子らを世の光に」に代表される滋賀で大切にされてきた福祉の思想の流れを受け継ぎ、共生社会の実現を目指します

目的

- (1)障害のある人に対する理解および障害のある人に対する差別の解消に関する施策の推進に関する取組に関して、基本理念を定め、県、県民、事業者の責務を明らかにします
- (2)障害のあるなしに関わらず誰もが暮らしやすい共生社会を実現することを目的とします

基本理念

- 全ての障害者が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が尊重されることを前提として、以下の項目を規定します
 - ・社会参加の機会の確保 ・地域における共生 ・自己決定の尊重
 - ・言語(手話を含む)その他の意思疎通手段の選択機会の確保 ・共生の営みと学び合いの必要性
 - ・一方的な非難ではない、建設的な対話に基づく差別のない共生社会の実現
 - ・女性であること等性別や年齢など複合的な差別要因への配慮
- 障害および社会的障壁に係る問題は、すべての県民の問題として認識され、その理解が深められることを規定します

定義

- 障害者・・・障害者差別解消法の定義を基本とし、「難治性疾患」および「断続的な制限」も含まれることを明記します
*法の定義:身体・知的・精神障害その他の心身の機能障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者
- 障害に基づく差別・・・「不均等待遇」+「合理的配慮の不提供」とします・・・障害者権利条約等を踏まえたもの
⇒「不均等待遇」= 障害または障害に関する区分、排除または制限その他の異なる取り扱い
⇒「合理的配慮」= 障害のある人の求めに応じて、障害のない人と同じ権利を行使できるようにするため、必要かつ適切な現状の変化や調整を行うこと。ただし、相手方にとって「過度の負担」が生じる場合は例外。
- 障害の社会モデル※2・・・障害は個人の心身の機能障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くことは社会の責務であるという考え方

■県の責務

- ・必要な体制整備の実施
- ・県民や事業者に対する障害者や障害の社会モデル※2について啓発
- ・条例前文や基本理念の趣旨を踏まえた必要な施策の推進※1

■県と市町との連携、連動

- ・障害を理由とする差別の解消や共生社会の推進に向けた施策の実施に当たっての市町との連携および連動、市町に対する情報の提供、助言その他の必要な支援の実施

■県民・事業者・関係団体等の責務

- ・障害、障害者および障害の社会モデル※2への理解を深め、県が実施する障害を理由とする差別の解消や共生社会の推進に関する施策への協力

■財政上の措置

- ・障害を理由とする差別の解消等にに向けた施策を推進するために必要な財政上の措置を講じる

II 障害を理由とする差別の解消

- 誰もが、障害者に対して、あらゆる分野において、障害を理由とする差別を行わないことについて規定します。
- ⇒ 上乗せ・横出し条例

	不均等待遇の禁止	合理的配慮の提供
行政機関	法的義務	法的義務
民間事業者	法的義務	条例上の義務(上乗せ)
その他の者	条例上の義務(横出し)	条例上の義務(横出し)

- 特に以下の分野については実際の差別事例に基づき、具体的な内容を規定します

- ①教育分野
- ②労働・雇用分野
- ③商品の販売またはサービスの提供分野
- ④福祉分野
- ⑤医療分野
- ⑥建物分野
- ⑦公共交通分野
- ⑧不動産取引分野
- ⑨情報・コミュニケーション分野
- ⑩地域活動分野
- ⑪災害分野
- ⑫政治参加分野
- ⑬意思表示の受領分野
- ⑭複合的な差別分野

III 差別に関する相談および解決のための体制

相談

- ・障害のある人だけでなく誰でも障害を理由とする差別に関する相談ができます
- ・「専門相談員」を置いて相談に対応するとともに「地域アドボケーター」※3を福祉圏ごとに置きます
- ・専門相談員と地域アドボケーター※3に対し、障害の社会モデル※2に関する研修を実施します
- ・市町や様々な相談機関と連携して取り組みます

*地域アドボケーター※3:自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁(サポート)するなど、障害者の権利を擁護し、専門相談員につなぐ役割を担う者

(仮称)滋賀県障害者差別のない地域づくり委員会

- 委員会を知事の附属機関として位置づけ、委員は障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者等障害者を支援する立場にある者、学識経験を有する者、事業者等で知事が委嘱した者で構成します
- 専門の事項を調査・審議する必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができます
- 委員会委員の一部と専門委員で構成するあっせん部会によりあっせんを行います
- 委員会は障害者差別解消法第17条第1項に基づく障害者差別解消支援地域協議会(H28設置)を改編し、位置づけします
- 委員会は、障害者差別解消法第18条の機能を併せて担います

■法律に基づく機能

- ・差別事例等の情報共有化
- ・差別解消に向けた取組を効果的かつ円滑に行うネットワーク機能など



■条例に基づく機能

- ・あっせんの実施(あっせん部会)
- ・専門相談員への助言

あっせん申立

- ・相談で解決しない場合には、相談者からの申立によりあっせんの手続きに移行します
- ・あっせんの手続きは、(仮称)滋賀県障害者差別のない地域づくり委員会のあっせん部会が行います

勧告・公表

- ・正当な理由なくあっせんに応じない場合、知事は勧告することができます
- ・勧告に従わないことに正当な理由がない時は公表することがあります

IV 共生社会の実現に向けた施策の推進

- 県民の理解の促進・・・普及啓発、障害の社会モデル※2の研修等
- 教育の推進・・・学校、家庭、地域社会等における教育の推進
- 雇用・就労の促進・・・個性と可能性に基づく職業に従事できる施策
- スポーツ、文化・芸術活動の推進
 - ・・・障害者スポーツの普及や文化芸術活動の推進等
- 情報の取得、コミュニケーションに対する支援
 - ・・・手話言語の普及および情報の取得・意思疎通に必要な支援の実施等

V 見直し規定等

●見直し規定

- ・施行後3年を目途として、この条例および障害者差別解消法の施行状況等を勘案し、障害の範囲※1、解決の手続き、施策の推進等の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします
- ・上記見直しにあたっては、(仮称)滋賀県障害者差別のない地域づくり委員会の意見を聞くこととします

●周知期間

- ・ⅡおよびⅢは、周知期間を経て施行します

その他

●手話言語等について

- 「この条例とは別に手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性については、全県的な議論を早急にしていくことが望まれます」と答申

■県の今後の取組

- ・平成31年2月定例会議への上程を目指して条例案の作成を進める
- ・答申の内容等を障害当事者、事業者、県民の皆さんに理解いただくために、タウンミーティングなどの方法により周知に取り組む

県の今後の取組

■県議会への報告等

平成 30 年 7 月 厚生・産業常任委員会に報告（答申内容）

平成 30 年 10 月 厚生・産業常任委員会に報告（条例骨子案）

12 月 厚生・産業常任委員会に報告（条例原案）

県民政策コメント・各市町への意見照会

平成 31 年 2 月 厚生・産業常任委員会に報告（政策コメント結果）

平成 31 年 2 月 定例会議に条例案上程

■周知等

(1) タウンミーティング

- ・ 答申や障害者差別解消法の内容を障害当事者、事業者、県民に周知するとともに、条例化や条例に基づく取組の検討に向けて、関係者の意見を聴くことを目的に開催
- ・ 8、9 月に 7 福祉圏域で各 1 回実施
- ・ 条例検討専門分科会委員による基調講演やパネルディスカッション

(2) 事業者等

- ・ 県と経済団体との会議や団体に出向いての説明等

(3) 県民

- ・ 障害者差別解消法と条例の検討についての啓発用グッズやチラシを県・市町の関連イベント等で配布

(4) 市町

- ・ 県と市町との会議や、市町が設置する障害者差別解消支援地域協議会等に出向いての説明等